

○伊賀市水道水源保護条例

平成16年11月 1 日条例第276号

改正

平成26年12月25日条例第51号

平成28年12月26日条例第51号

平成30年12月27日条例第52号

伊賀市水道水源保護条例

(目的)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
- (2) 水源保護区域 本市の水道に係る水源及びその上流地域で、市長が指定する区域をいう。
- (3) 対象事業 別表に掲げる事業をいう。
- (4) 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他の事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他の事業場で、第12条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、水源の保護に係る施策を実施し、水源の水質保全に努めなければならない。

(住民等の責務)

第4条 何人も、本市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護区域の指定等)

第5条 市長は、水源の水質を保全するため、水源保護区域を指定することができる。

- 2 市長は、水源保護区域を指定しようとするときは、あらかじめ伊賀市水道水源保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の水源保護区域を指定したときは、その旨を直ちに公示しなければならない。

4 前2項の規定は、水源保護区域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(伊賀市水道水源保護審議会)

第6条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、本市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議する。

(組織)

第7条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第10条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、上下水道部水道施設課において処理する。

5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(対象事業の届出)

第11条 水源保護区域の指定があった日において、水源保護区域内において対象事業を実施している者は、速やかに市長に届け出なければならない。

(協議等)

第12条 次に掲げる者は、あらかじめ市長と協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならない。

(1) 対象事業を実施しようとする者

(2) 対象事業の施設の構造若しくは規模の変更又は事業の範囲の変更（以下「対象事業の変更」という。）をしようとする者

2 市長は、前項各号に規定する者（以下「対象事業実施予定者」という。）が同項の規定による協議をしない場合は、当該対象事業実施予定者に対し、期限を定めて当該協議をするよう勧告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による協議の申出を受け、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれがあると判断した場合において、伊賀市水道水源保護審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

(建設工事等の着手の禁止等)

第13条 対象事業実施予定者は、規制対象事業場に該当しない旨の通知があるまでは、対象事業の建設工事又は対象事業の変更に着手してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して建設工事又は対象事業の変更に着手した者に対して、当該建設工事又は対象事業の変更の一時停止を命ずることができる。

(承継)

第14条 第11条の届出をした対象事業又は第12条第1項の協議を経た対象事業を譲り受け、借り受け、若しくは相続した者又はこれらの者と合併し存続する法人若しくは合併により設立した法人は、対象事業を実施しているもの又は当該協議をした者の地位を承継する。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第15条 何人も、水源保護区域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

(停止命令等)

第16条 市長は、前条の規定に違反して規制対象事業場の設置の着手をした者に対し、当該規制対象事業場の設置の停止を命ずることができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、相当の期限を定めて原状回復を命じることができる。

(措置要請)

第17条 市長は、水道水源保護区域のうち、本市の区域外において、対象事業を行おうとするものがあるときは、関係地方公共団体に対し適当な措置をとることを要請するものとする。

(広域水源保護の相互協力)

第18条 本市は、広域水源保護のため必要があると認めたときは、関係地方公共団体に対し、地方自治法第252条の2の2第1項に規定する協議会の設置、その他の協力を要請するものとし、関係地方公共団体から本市に対し、当該協力の要請があったときは、これに応ずるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第2項の規定による命令に違反し、対象事業の建設工事又は対象事業の変更をした者
- (2) 第16条の規定による命令に違反し、規制対象事業場の設置を行い又は原状回復をしなかった者

第21条 第12条第1項の規定による協議等に関し、虚偽の協議書又は添付図書を提出した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の伊賀町水道水源保護条例（昭和63年伊賀町条例第12号）、阿山町水道水源保護条例（平成3年阿山町条例第21号）、青山町水道水源保護条例（平成3年青山町条例第19号）、大山田村水道水源保護条例（昭和63年大山田村条例第13号）又は島ヶ原村水道水源保護条例（平成元年島ヶ原村条例第23号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までになした行為に対する罰則の適用は、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成26年12月25日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第51号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月27日条例第52号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

事業の名称
（1） 砕石業
（2） 砂利採取業
（3） 産業廃棄物処理業（産業廃棄物処理施設（三重県産業廃棄物処理指導要綱（平成10年 6 月 5 日制定）第 2 条第 8 号に規定する産業廃棄物の処理施設をいう。）を設置して産業廃棄物の収集、運搬、保管、処分のいずれかの事業を行うもの）

伊賀市水道水源保護条例に係る手続き

水源保護区域内へ

- ・対象事業を実施しようとする者
- ・対象事業の施設の構造、規模の変更、事業範囲の変更をしようとする者

対象事業

別表(第2条関係)

- (1)破石業
- (2)砂利採取業
- (3)産業廃棄物処理業

